

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第11号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の6第12号中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同号カを次のように改める。

カ 法第51条の8第1項に規定する放置車両の確認等の事務を行うために使用中の車両第3条の6第13号中「次に掲げる者」を「次のアからオまでのいずれかに該当する者」に、「(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)」を「又は他の都道府県公安委員会が交付した同種の標章」に改める。

第3条の8第1項を次のように改める。

標章の交付を受けようとする者は、第3条の6第12号の場合は別記様式第1号の2による申請書により、同条第13号の場合（広島県内に住所を有する者に限る。）は別記様式第1号の3による申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

第3条の8第2項第1号イ中「に掲げる車両のいずれか」を「の規定」に改め、同項第2号中「第3条の6第13号に掲げる者に係る」を「歩行困難者等に係る」に改め、同号ア中「に掲げる者のいずれか」を「の規定」に改め、同号ウ中「使用する」を「使用する特定の」に改める。

第3条の8第4項を次のように改める。

4 第3条の6第12号の標章の有効期間は、3年間とする。ただし、当該車両が委託契約（3年以内に終了するものに限る。）に基づいて使用される場合は、当該契約の終了日までとする。

第3条の8第8項中「前7項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。


5 第3条の6第13号の標章の有効期間は、初回申請時は、公安委員会の交付決定後その者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日までの期間とし、更新申請時は、現に交付を受けている標章の有効期間が満了した後その者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日までの期間とする。ただし、誕生日が2月29日である者のうるう年以外の誕生日は2月28日であるものとみなす。

別記様式第1号の（表）を次のように改める。

(別記)

様式第1号 (第3条の6関係)

(表)

駐車禁止除外指定車	番 号 第 発行日 平成 年 月 日
	使 用 中
<u>車両登録番号</u>	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
<u>運転者の連絡先／用務先</u>	
別紙のとおり	
有効期限 平成 年 月 日 まで	
広島県公安委員会 印	

- 備考1 「歩行困難者等」の使用に係る標章については、「歩行困難者等使用中」と記載する。このほかの場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。
- 2 あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する(特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。)
- 3 「歩行困難者等」の使用に係る標章以外のものについては、「その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」の記載を「*」で抹消する。
- 4 当該車両の移動が必要となるためのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲示させる。
- 5 記号の色彩は銀色、記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。大きさは、縦20ミリメートル、横20ミリメートルとする。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この公安委員会規則による改正前の広島県道路交通法施行細則第3条の6第12号又は第13号の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章は、その標章の有効期限が到来するまでの間は、それぞれ改正後の広島県道路交通法施行細則第3条の6第12号又は第13号の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。